

知ってくださる？ DVのじゆ

DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナー間で振るわれる暴力のことです。「なぐる」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、性的、社会的、また、子どもを利用した暴力などもDVに含まれます。DVの加害者は「従わない方が悪い」と被害者を責め、支配するための手段、あるいは服従しないことに対する罰として暴力を振ります。

男性から女性に向けられるDVは、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識からくる主従関係や男女の社会的地位や経済力の格差「問題解決のために暴力を用いてもよい」という暴力を容認する考え方など、社会的・構造的な問題があると言われています。また、近年は、女性から男性に向けられるDVも増えています。

- 身体的暴力** なぐる、蹴る、髪を引っばる、物を投げる、首をしめるなど
- 精神的暴力** ばかにする、大声でどなる、無視する、脅す、人前でばかにするなど
- 経済的暴力** 生活費を渡さない、外で働くことを妨害する、お金を取り上げるなど
- 性的暴力** 無理やりキスや性行為をしようとする、中絶を強要する、避妊に協力しないなど
- 社会的暴力** 電話やメールなどを細かくチェックする、外出を禁止するなど
- 子どもを利用した暴力** 子どもの前で暴力を振るう、子どもへの暴力をほめめかす、自分の言いたいことを子どもに言わせるなど

私を束縛するのは愛情の表現

夫が暴力を振るうのは、私のせい

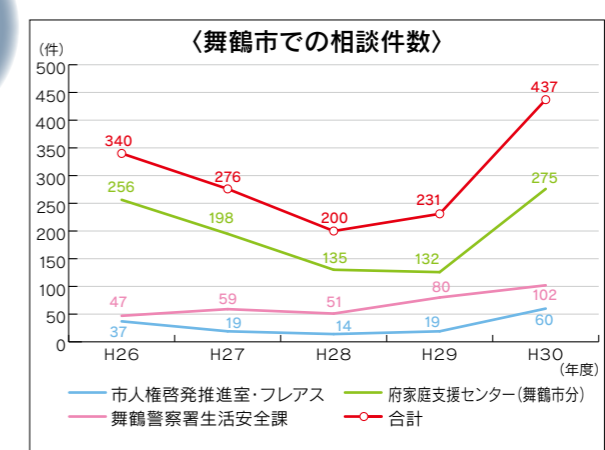
子どものために我慢しないと

大丈夫、他の人よりマシ

こんなに言われるのはおかしいんじゃないかな

楽しいことなどなく、なぜかつらいことばかり

そう思っているあなたへ…
ひとりで悩まないで、相談してください。



DVは、誰にでも起こりうる問題であって、決して他人ごとではありません。市民からのDV相談は、平成28年と比べると倍増しています。DVは被害者一人の力で容易に解決できる問題ではありません。暴力がエスカレートしていく前に、何か気になることがあれば、早めにご相談を。自分の周りでも気になる人がいたら相談してください。また、相談へ行くよう助言も。秘密は厳守します。

区分	内容	相談機関	電話番号	開設日・時間・その他
舞鶴市	配偶者からの暴力	人権啓発推進室	66・1022	月～金曜日 8時30分～17時15分 土日祝・年末年始(12/29～1/3)を除く
	女性のさまざまな悩み	女性電話相談 女性問題カウンセラーによる女性面接相談	65・0056 66・1022	第1～4木曜日 10時～16時 第2水曜日 11時～14時10分 1人50分。要予約(先着3人)
京都府	配偶者からの暴力、離婚問題など	京都府家庭支援総合センター	075・531・9910	9時～20時 緊急の場合は24時間対応
		京都府北部家庭支援センター	0773・27・9020	月～金曜日 電話 9時～17時 面接 10時～16時
警察	配偶者からの暴力	舞鶴警察署	75・0110	常時
法務局	女性の人権侵害	女性の人権ホットライン	0570・070・810	常時

デートDV

デートDVとは、交際中の恋人などから受ける暴力のこと。愛しているなら、相手が自分の思いどおりになるのが当然と考え、コントロールしようとする態度や言動のことです。恋愛は、自分の思いどおりになることばかりではありません。自分の気持ちや考えを押し付けず、お互いを尊重し合うことが大切です。

愛しあっているからいつでもセックスに応じなくてはならない

恋人からの連絡には即返事をしないと怒られる

一緒にいたいからバイトを辞めると言われた

～ステキな関係でいるために～

- **気持ちを言葉で伝えよう**
黙っていても気持ちは伝わりません。言葉で伝えましょう。
- **相手のことを大切にしよう**
お互いの違いを認め、相手の気持ちを尊重しましょう。
- **自分のことを大切にしよう**
自分がイヤなことはイヤと言いましょ。
- **暴力を認めない**
暴力は振るわず、他の解決方法を探しましょう。

困ったことがあれば、信頼できる人や相談機関に相談してください。

毎年11月12日～25日は 女性に対する暴力をなくす運動期間

府の「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」です。暴力は、性別や間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシユアル・ハラスメント、ストーカ行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会の実現を妨げる要因です。毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動期間」。また、府ではその期間を「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」としており、市でも次のとおり啓発・支援を行います。

女性に対する暴力根絶のシンボルである「パープルリボン」にちなんで、期間中、17時～20時まで田辺城門を紫にライトアップ。パープル・ライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけ、被害者に対して「ひとりで悩まず、まずは相談をしてください」というメッセージが込められています。

◆ **女性電話相談・特設電話相談**
通常の女性相談に加え特設の相談窓口を左のとおり設置します。

男性女性面接相談・特設電話相談

◆ **男性・女性面接相談**
【日時】 11月13日(水)11時から
【場所】 フレアス舞鶴
【内容】 女性問題カウンセラーが相談に応じる。1人50分
【定員】 先着3人
【その他】 託児あり。1人300円(要予約)
【申し込み方法】 前日までに人権啓発推進室(☎66・1022)へ。

◆ **女性電話相談**
【日時】 11月19日(火)・20日(水)10時～16時
【内容】 経験と学習を重ねた女性相談員が応じる
【専用電話】 65・0056

※31頁に関連記事あり

《人権啓発推進室》